

令和6年2月19日

各地区連合自治会・町内会会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部保土ヶ谷区地区委員会  
委員長 神 部 浩

保土ヶ谷保護司会  
会長 阿 部 学

神奈川県共同募金会保土ヶ谷区支会  
支会長 堀 功 生

社会福祉法人  
横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会  
会長 畑 尻 明

## 各種団体における募金等の実績報告及び令和6年度目安額（案）について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、各種団体の事業推進及び募金等の募集につきまして、多大なご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度における各種団体の募金実績につきましてご報告致します。

また、令和6年度における各種団体の募金等にかかる目安額につきまして、各団体総会または委員会におきまして正式決定致しますが、各自治会町内会における新年度の事業計画及び予算作成のご参考としていただけるよう、目安額案として予めご周知させていただきます。

貴地区自治会町内会における各種団体募金等の募集に、次年度も変わらぬご協力を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

### 配付資料

- |   |    |   |
|---|----|---|
| 1. 令和5年度 各種団体における募金等の実績額について                          | 資料 | 1 |
| 2. 令和5年度 各種団体募金等地区別実績額（令和6年1月31日現在）                   | 資料 | 2 |
| 3. 令和6年度 各種団体募金等の募集実施時期および目安額（案）について                  | 資料 | 3 |
| 4. 各自治会町内会へ送付予定の通知文<br>（令和6年度 各種団体における募金等の目安額（案）について） | 資料 | 4 |
| 5. 保土ヶ谷区社会福祉協議会からご依頼する4つの募金・会費について                    | 資料 | 5 |

事務局：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話341-9876

## 令和 5 年度 各種団体における募金等の実績額について

令和 6 年 1 月 31 日現在

日赤会費募金**¥10,910,429-** (前年度同時期 実績額 ¥10,929,576-)

(使 途)

世界各国の災害や紛争の被災者支援、貧困救済、国内の災害救護活動、日赤救急法講習会、火災被災者への見舞金など

更生保護活動協力費**¥1,248,500-** (前年度同時期 実績額 ¥1,271,418-)

(使 途)

「社会を明るくする運動」事業、区内更生保護活動への助成など

共同募金・年末たすけあい募金**¥14,340,999-** (前年度同時期 実績額 ¥14,473,883-)

(内 訳)

一般募金 . . . . . **¥9,181,027-** (前年度同時期 実績額 ¥9,171,355-)  
内 戸別募金 ¥7,886,408-年末たすけあい募金 . . . **¥5,159,972-** (前年度同時期 実績額 ¥5,302,528-)  
内 戸別募金 ¥5,159,972-

(使 途)

ボランティア団体、障がい者団体、子育てグループ、福祉施設への配分など

区社協賛助会費**¥4,508,915-** (前年度同時期 実績額 ¥4,004,782-)

(使 途)

地区社協の地域福祉事業、ふれあい助成金事業、福祉保健計画推進

自治会・町内会の皆様のご協力により、多くの募金、会費等をいただきました。保土ヶ谷区内の社会福祉のために役立てさせていただきます。ご協力ありがとうございます。

## 令和5年度 各種団体募金等地区別実績額(令和6年1月31日現在)

(単位:円)

	地区名	世帯数	日赤会費募金	更生保護活動 協力費	共同募金 (一般募金)	共同募金 (年末たすけあい 募金)	区社協賛助会費
1	保土ヶ谷	3,454	¥545,960	¥49,325	¥360,240	¥158,770	¥144,231
2	保土ヶ谷南部	2,651	¥278,367	¥97,140	¥142,865	¥139,950	¥179,250
3	保土ヶ谷中	2,262	¥295,420	¥31,800	¥201,967	¥183,783	¥0
4	保土ヶ谷東部	8,356	¥1,258,793	¥121,155	¥944,752	¥637,940	¥460,550
5	保土ヶ谷西部	2,755	¥484,620	¥55,000	¥512,571	¥183,460	¥218,610
6	新桜ヶ丘	2,530	¥456,396	¥48,955	¥361,337	¥123,620	¥113,000
7	権太坂境木	3,018	¥567,960	¥57,884	¥612,640	¥196,933	¥180,955
8	岩井町原	1,982	¥188,708	¥25,190	¥162,533	¥76,602	¥0
9	岩間	7,775	¥754,857	¥98,165	¥427,127	¥532,053	¥345,480
10	中央	7,652	¥844,039	¥103,035	¥419,934	¥552,030	¥652,483
11	中央東部	4,682	¥876,830	¥88,040	¥492,040	¥152,000	¥84,000
12	和田・釜台	2,987	¥372,225	¥36,362	¥167,254	¥233,100	¥198,941
13	上星川	2,605	¥350,570	¥34,390	¥169,145	¥248,710	¥0
14	常盤台	3,028	¥451,637	¥50,480	¥435,168	¥147,030	¥356,950
15	川島東部	3,290	¥429,477	¥43,448	¥313,807	¥293,000	¥70,000
16	仏向	5,292	¥646,898	¥82,522	¥448,470	¥318,332	¥367,700
17	川島原	1,810	¥218,617	¥21,340	¥75,016	¥150,025	¥28,100
18	西谷	3,209	¥295,480	¥47,240	¥163,290	¥57,150	¥348,000
19	上新	1,842	¥318,790	¥32,570	¥345,884	¥140,250	¥314,415
20	上菅田	3,881	¥689,463	¥69,840	¥594,718	¥304,218	¥272,650
21	地区連合未加入	5,079	¥585,322	¥54,619	¥535,650	¥331,016	¥173,600
合計		80,140	¥10,910,429	¥1,248,500	¥7,886,408	¥5,159,972	¥4,508,915

令和4年度(1月末)実績額	¥10,929,576	¥1,271,418	¥7,878,238	¥5,302,528	¥4,004,782
---------------	-------------	------------	------------	------------	------------

- ・世帯数については令和4年12月当時の広報配布世帯数です。
- ・共同募金(一般募金)の令和4年度(1月末)実績額については、戸別募金の実績のみです。

## 令和6年度 各種団体募金等の募集時期および目安額(案)について

募金・会費名	募集実施時期	目安(案)算出方法
日赤会費	令和6年 5月～ 6月	世帯数×200円
更生保護活動協力費	令和6年 5月～ 6月	世帯数の90%×20円
共同募金(一般募金)	令和6年 10月～ 12月	世帯数の90%×290円
共同募金(年末たすけあい募金)	令和6年 10月～ 12月	世帯数の90%×90円
区社協賛助会費	令和6年 12月～令和7年2月	世帯数の90%×250円

## 令和6年度 各種団体募金等地区別目安額(案)

(単位：円)

	地区名	世帯数	日赤会費	更生保護活動 協力費	共同募金 (一般募金)	共同募金 (年末たすけあい募金)	区社協賛助会費
1	保土ヶ谷	3,457	¥691,400	¥62,160	¥895,000	¥273,000	¥777,000
2	保土ヶ谷南部	2,731	¥546,200	¥49,120	¥708,000	¥218,000	¥614,000
3	保土ヶ谷中	2,222	¥444,400	¥39,980	¥578,000	¥178,000	¥499,750
4	保土ヶ谷東部	8,256	¥1,651,200	¥148,480	¥2,142,000	¥659,000	¥1,856,000
5	保土ヶ谷西部	2,743	¥548,600	¥49,320	¥709,000	¥216,000	¥616,500
6	新桜ヶ丘	2,530	¥506,000	¥45,520	¥658,000	¥202,000	¥569,000
7	権太坂境木	2,966	¥593,200	¥53,340	¥769,000	¥237,000	¥666,750
8	岩井町原	1,997	¥399,400	¥35,900	¥519,000	¥159,000	¥448,750
9	岩間	7,690	¥1,538,000	¥138,300	¥1,999,000	¥613,000	¥1,728,750
10	中央	7,558	¥1,511,600	¥135,960	¥1,964,000	¥604,000	¥1,699,500
11	中央東部	4,627	¥925,400	¥83,240	¥1,204,000	¥370,000	¥1,040,500
12	和田・釜台	2,933	¥586,600	¥52,780	¥763,000	¥235,000	¥659,750
13	上星川	2,615	¥523,000	¥47,060	¥680,000	¥210,000	¥588,250
14	常盤台	3,038	¥607,600	¥54,620	¥788,000	¥240,000	¥682,750
15	川島東部	3,290	¥658,000	¥59,220	¥855,000	¥263,000	¥740,250
16	仏向	5,262	¥1,052,400	¥94,700	¥1,369,000	¥422,000	¥1,183,750
17	川島原	1,813	¥362,600	¥32,580	¥468,000	¥142,000	¥407,250
18	西谷	3,216	¥643,200	¥57,860	¥835,000	¥257,000	¥723,250
19	上新	1,833	¥366,600	¥32,980	¥477,000	¥148,000	¥412,250
20	上菅田	3,917	¥783,400	¥70,420	¥1,015,000	¥311,000	¥880,250
21	地区連合未加入	4,833	¥966,600	¥86,820	¥1,249,000	¥381,000	¥1,085,250
	合計	79,527	¥15,905,400	¥1,430,360	¥20,644,000	¥6,338,000	¥17,879,500
	令和5年度目安額<参考>		¥16,028,000	¥1,441,520	¥20,811,000	¥6,390,000	¥18,019,000

※世帯数については、区役所より提供いただいた広報配布世帯数（R6.1.10現在）となっております。

※広報配布世帯数の記載がなかった町会については、R5.4.1時点の自治会加入世帯数とさせていただきます。

令和6年2月19日

【《自治会No》】《自治会・町内会名》 会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部保土ヶ谷区地区委員会  
委員長 神部 浩

保土ヶ谷保護司会  
会長 阿部 学

神奈川県共同募金会横浜市保土ヶ谷区支会  
支会長 堀 功生

社会福祉法人  
横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会  
会長 畑 尻 明

令和6年度 各種団体における募金等の目安額（案）について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より各種団体の事業推進及び募金等の募集につきまして、多大なご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度各種団体の募金等の目安額案につきましてお知らせ申し上げます。

目安額につきましては各団体総会または委員会において正式に決定致しますが、各自治会町内会における新年度の事業計画及び予算の作成に際し、ご参考としていただけるよう各種募金目安額案として予めご周知させていただきますので、よろしくご願ひ申し上げます。

各募金にかかる正式な協力依頼につきましては各団体の総会または委員会を経た後、それぞれの募金時期に合わせてご案内させていただきます。

各種募金名	目安額	目安額算出基礎	実施時期	資材配送時期	募集協力費 (各自治会町内会への還元)	
日赤会費	目安額を差込します 各自治会町内会の	円	各自治会町内会 世帯数×200円	令和6年 5月～6月	令和6年 4月下旬	募金実績の8%
更生保護活動協力費		円	各自治会町内会 世帯数×90%×20円	令和6年 5月～6月	令和6年 4月下旬	共募日より配布料 世帯数×2円
共同募金 (一般募金)		円	各自治会町内会 世帯数×90%×290円	令和6年 10月～12月	令和6年 9月下旬	
共同募金 (年末たすけあい募金)		円	各自治会町内会 世帯数×90%×90円	令和6年 10月～12月	令和6年 9月下旬	
保土ヶ谷区社協賛助会費		円	各自治会町内会 世帯数×90%×250円	令和6年12月 ～ 令和7年2月	令和6年 11月下旬	募金実績の60% (地区社協へ還元)

※世帯数については区役所区政推進課より提供いただいた広報配布世帯数（令和6年1月10日現在）とします。  
なお、当該広報配布世帯数に記載がなかった町会に関しましては、令和5年4月1日時点の加入世帯数を目安算出基礎とします。

事務局：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話341-9876

## 保土ヶ谷区社会福祉協議会(区社協)から 自治会町内会の皆さまにご依頼する4つの募金・会費についてのご案内

「区社協」は、社会福祉法第 109 条に基づき設置された民間の福祉団体です。区社協は、福祉事業を実施するとともに、区内の福祉・保健活動を支援し、各種相談や情報提供、啓発事業などを通じ、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを推進しています。

その一環で共同募金区支会<sup>1</sup>、日赤地区委員会<sup>2</sup>と区保護司会<sup>3</sup>の事務局を区社協が担っています。区社協事業活動を維持するためには、行政の補助金・委託金のほか、会費・世帯賛助会費、赤い羽根共同募金の配分金、日本赤十字活動資金(会費)のなど、区民のみなさまのご協力が必要です。また、赤十字活動資金(会費)、更生保護活動協力費は下記のとおり役立てられています。

区社協事業はこちら



それぞれの使い道

**赤十字活動資金(会費)**と**更生保護活動協力費**



5月からご協力いただき、6月末までに納入いただいております。

赤十字活動資金(会費)は、様々な赤十字活動事業に役立てられています。

- ◇災害救護活動
- ◇医療事業
- ◇国際救援活動
- ◇ボランティア事業 など
- ◇救急法等の講習
- ◇社会福祉事業
- ◇血液事業

更生保護活動協力費は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支え、犯罪等の防止を進める保護司会の事業に活用されます。

**赤い羽根共同募金**



10月からご協力いただき、12月末までに納入いただいております。

一般募金

約7割が保土ヶ谷区内の、子育てや高齢者、障がい者支援のボランティア活動などに役立てられます。

残り3割は県域で役立てられます。

年末たすけあい募金

全額が保土ヶ谷区内にて福祉保健活動のために役立てられます。

※一部を除き、区内の22地区社会福祉協議会(地区社協)に23万円ずつ交付され、事業に活用されています。

**区社協賛助会費**



12月からご協力いただき2月中旬までに納入いただいております。

各自治会町内会の実績額の6割は、当該エリアの地区社協に還元されます。

残りの4割は区社協事業にて活用させていただきます。



<sup>1</sup> 神奈川県共同募金会保土ヶ谷区支会

<sup>2</sup> 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部保土ヶ谷区地区委員会

<sup>3</sup> 保土ヶ谷保護司会

保土ヶ谷区社会福祉協議会

T E L : 045-341-9876

F A X : 045-334-5808

M a i l : h@shakyohodogaya.jp

令和 6 年 7 月 1 日付 民生委員・児童委員  
及び主任児童委員の欠員補充について

1 依頼事項

日頃より地域福祉の推進に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和 6 年 7 月 1 日付民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充につきまして、候補者を御推薦くださいますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

今回は欠員地区（令和 6 年 6 月 30 日までの退任予定を含みます）のみの推薦となり、該当する自治会町内会長（民生委員・児童委員）及び連合町内会長（主任児童委員）に、推薦関係資料を 2 月下旬に郵送にて送付させていただきます。

なお、推薦書類の区役所への提出締切は 4 月 22 日（月）を予定しています。

2 添付資料

市連会 2 月 定例会 説明資料

### 3 連合地区別推薦依頼数

(令和6年6月30日までの退任予定を含む)

連合地区名	依頼数	うち民生委員・児童委員	うち主任児童委員
保土ヶ谷	3名	3名	—
保土ヶ谷南部	2名	1名	1名
岩井町原	1名	1名	—
保土ヶ谷西部	2名	2名	—
権太坂境木	2名	2名	—
保土ヶ谷東部	2名	2名	—
岩間	1名	1名	—
岩間 (星川地区民児協)	2名	2名	—
中央	1名	1名	—
和田・釜台	2名	2名	—
川島東部	1名	1名	—
仏向	2名	2名	—
連合未加入 (川島原地区民児協)	2名	2名	—
連合未加入 (笹山地区民児協)	4名	3名	1名
連合未加入 (千丸台地区民児協)	2名	2名	—
計	29名	27名	2名

※依頼先は次ページのとおりです。



【別紙】依頼先一覧

※区連会限り

令和6年2月1日 現在

No.	連合地区名	推薦準備会依頼自治会	欠員委員	依頼数	備考
1	保土ヶ谷	瀬戸ヶ谷西部自治会	民生委員	1名	
2		狩場町自治会 狩場町ヒルテラス自治会	民生委員	1名	2自治会で協議いただき、1名の推薦をお願いします。
3		東伸自治会	民生委員	1名	
4	保土ヶ谷南部	瀬戸ヶ谷中部自治会 モアグランデ自治会	民生委員	1名	2自治会で協議いただき、1名の推薦をお願いします。
5		保土ヶ谷南部連合自治会	主任児童委員	1名	
6	岩井町原	岩井町原第二町内会	民生委員	1名	
7,8	保土ヶ谷西部	法泉ハイツ自治会	民生委員	2名	
9	権太坂境木	権太坂境木自治会	民生委員	1名	
10	権太坂境木	コスモ保土ヶ谷グリーンプラザ自治会 権太坂境木自治会 リリーパル東戸塚サモス自治会 プランガエル東戸塚自治会	民生委員	1名	4自治会で協議いただき、1名の推薦をお願いします。
11	保土ヶ谷東部	初音ヶ丘親睦会 岩崎町自治会	民生委員	1名	2自治会で協議いただき、1名の推薦をお願いします。
12		県営花見台住宅自治会	民生委員	1名	
13	岩間	デイパーククラブ	民生委員	1名	
14	岩間（星川地区民児協）	星川一丁目自治会	民生委員	1名	
15		星川三丁目自治会		1名	
16	中央	宮田町町内会	民生委員	1名	
17	和田・釜台	和田東部自治会	民生委員	1名	
18		和田西部町内会	民生委員	1名	
19	川島東部	川島第一町内会	民生委員	1名	
20	仏向	水道山町内会	民生委員	1名	
21		星ヶ丘自治会	民生委員	1名	
22	連合未加入 （川島原地区民児協）	向台親和会	民生委員	1名	
23		ハイム向台中央自治会 ハイム向台友好会	民生委員	1名	2自治会で協議いただき、1名の推薦をお願いします。
24~27	連合未加入 （笹山地区民児協）	県営笹山団地自治会	民生委員 主任児童委員	3名 1名	
28	連合未加入 （千丸台地区民児協）	公社团地自治会	民生委員	1名	
29		千丸台団地自治会	民生委員	1名	
	合計		民生委員 主任児童委員	27名 2名	

※ 今後、欠員や増員が発生した場合は、改めて該当自治会町内会あてに御依頼いたします。

## 令和 6 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

### 1 趣旨

令和 6 年 7 月 1 日付及び 12 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

なお、令和 6 年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和 7 年 11 月 30 日）までとなります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

### 3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和 6 年 7 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 3 月～4 月 ・令和 6 年 12 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 8 月～9 月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

#### 4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表\*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

#### 5 添付資料

- 資料1 令和6年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 役割と活動
- 資料4 資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和5年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

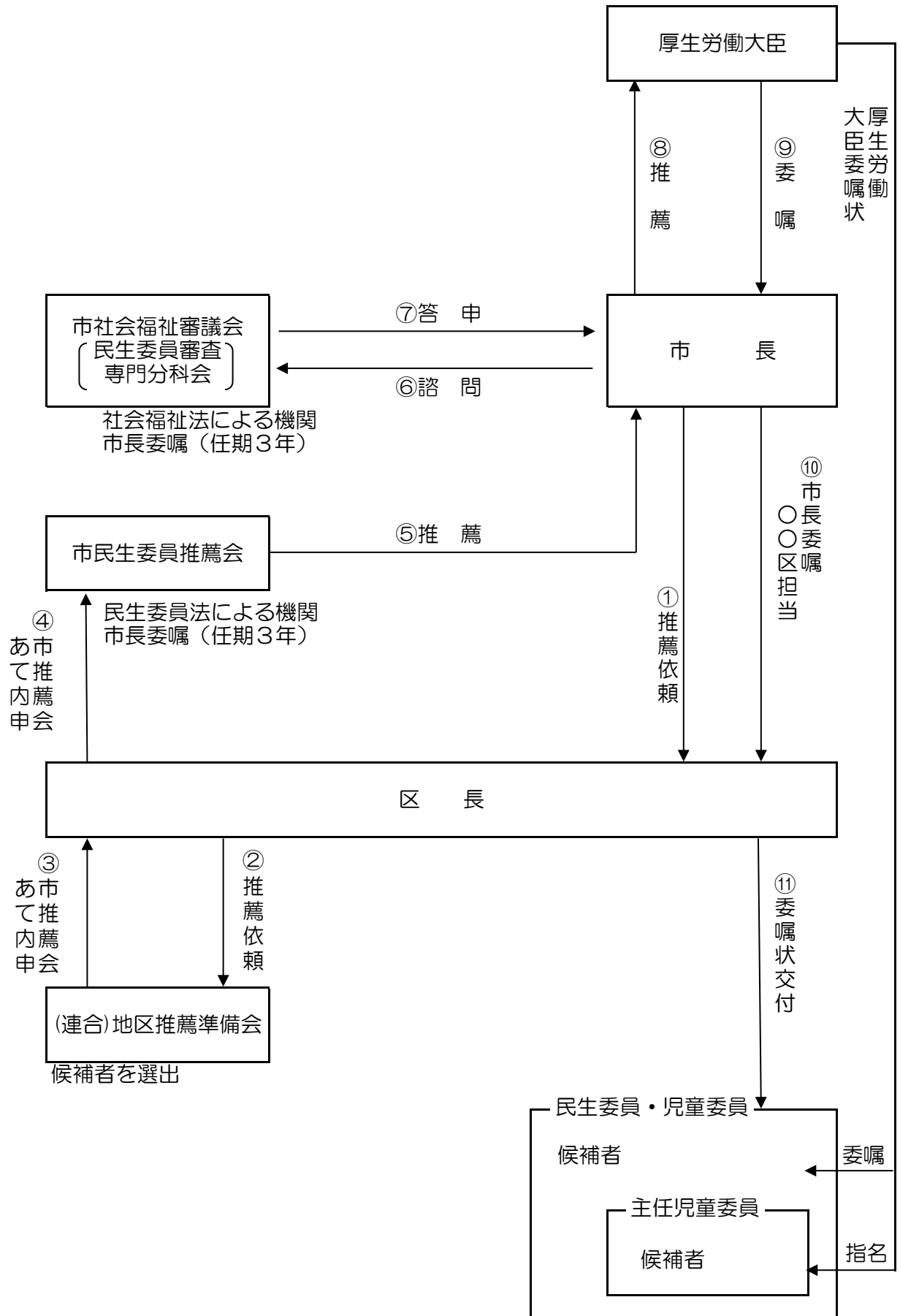
FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

## 令和 6 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 6 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期・・・令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期・・・令和 6 年 1 2 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
下旬			
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		連合・地区へ推薦依頼  連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申  市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 6 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

# 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

**年間 70,200 円 (令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※)**

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。(月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額)

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

### 【会費の負担】

**年間 8,500 円 (令和5年度の場合)**

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和4年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業 積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童 委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用 に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
保土ヶ谷区社協会費	1,000	保土ヶ谷区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,500	

※退院慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul> </div>	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">           原則、担当地域内に居住する方         </div>	
2. 任期	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>3年</b> 令和7（2025）年11月30日まで         </div>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。         </div>	



4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

**開催までの準備**

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

**開催**

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

**候補者の内申**

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

# 令和5年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料5

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,213	886	2,989	3,875	530	22	468	490	4,743	908	3,457	4,365
鶴見区	305	82	218	300	34	7	26	33	339	89	244	333
神奈川区	282	48	206	254	36	1	33	34	318	49	239	288
西区	123	26	84	110	12	1	11	12	135	27	95	122
中区	167	32	120	152	26	2	20	22	193	34	140	174
南区	248	62	166	228	33	1	31	32	281	63	197	260
港南区	261	42	196	238	30	1	27	28	291	43	223	266
保土ヶ谷区	255	44	185	229	46	1	43	44	301	45	228	273
旭区	293	49	209	258	40	2	31	33	333	51	240	291
磯子区	216	43	148	191	20	1	14	15	236	44	162	206
金沢区	248	37	179	216	32	0	30	30	280	37	209	246
港北区	375	84	264	348	46	1	45	46	421	85	309	394
緑区	204	39	155	194	23	0	23	23	227	39	178	217
青葉区	298	45	236	281	32	0	29	29	330	45	265	310
都筑区	168	48	106	154	20	3	14	17	188	51	120	171
戸塚区	305	74	220	294	38	0	34	34	343	74	254	328
栄区	149	38	98	136	14	0	14	14	163	38	112	150
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	148	38	97	135	24	0	22	22	172	38	119	157

\* 定数は令和5年12月1日現在

# 民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



## 日ごろの活動

- |                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| <b>見守り</b>       | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け     |
| <b>相談・情報提供</b>   | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| <b>地域のつなぎ役</b>   | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| <b>交流の場づくり</b>   | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています  |
| <b>行政の業務への協力</b> | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています     |

## 活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

## 次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

## 民生委員活動の基本

### 地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

### 民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

### 身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

## 活動費の支給と会費のご負担

### <活動費の支給> 年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

### <会費のご負担> 年間8,500円(令和5年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：保土ヶ谷区役所福祉保健課運営企画係 連絡先： 045-334-6311

## 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

### 1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

### 3 報告事項

#### (1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
<b>推薦事務の改善</b>	<b>手続きの簡素化</b>	<b>再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討</b>	<b>R 7 一斉改選</b>

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

## (2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

### ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <b>【条件】</b> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

### イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

### ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）	
<b>負担軽減・活動支援</b>  <b>業務量の軽減</b> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	<b>業務の見直し・効率化</b>	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望（例：活動報告書、事業計画書の簡略化等）	R6	
		・報告書類のデジタル化（アプリ化）	モデル地区での活動報告書のデジタル化（電子申請）の実証、全区展開	R7	
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	
	<b>補助人員を導入する</b>	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	
		<b>依頼業務の精選</b>	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
	<b>負担感の軽減</b> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	<b>活動のサポート強化</b>	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7
			・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内（ホームページ掲載など）や事例集の充実の検討	今後取組予定
		<b>地区民児協の運営支援</b>	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7
			<b>情報共有</b>	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討
<b>地域との連携によるサポート強化</b>		・地域全体での見守り推進（隣近所、組長や班長との連携、情報共有）の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	
<b>活動費等の見直し</b>		・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5：64,200円 ⇒ R6：70,200円 （R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件）	R6	
		・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定	
<b>活動と生活の明確な線引き</b>	・民生委員の活動に関する広報の検討 ・通信手段の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実 業務用携帯電話の導入などの検討	R6 今後取組予定		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
----------	--------------------------	--------------------------	-----------

**人材確保**

**広報の強化**

・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される  
 ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる

「民生委員は大変」というイメージの払拭

・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報  
 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報

民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報

R6

地域住民との共通理解

・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布

民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報

R6

**人材確保**

・高齢化などで担い手が見つからない

担い手確保の仕組みづくり

・候補者の新たな発掘先の検討

現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討

今後取組予定

**推薦事務の改善**

**推薦の負担軽減**

・再任者も新任者と同等の書類作成が必要

手続きの簡素化

・再任手続きの簡素化  
 ・推薦時の様式の簡素化

再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする  
 様式の更なる簡素化

R7一斉改選  
 R7一斉改選

推薦要件緩和

・居住要件など推薦要件の緩和の検討

居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討

今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。



## 民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

### 1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換  
 令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告(区民児協⇒地区民児協)  
 令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

### 2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

### 3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良く、元気で出来る人にはやって頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出していただいているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

自治会・町内会長 様

横浜市保土ヶ谷区長 神部 浩  
横浜市政策局長 鈴木 和宏  
横浜市議会局長 豊 基信

### 広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和6年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和6年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月 (または11月)、令和7年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和7年1月号は、令和6年12月29日までにお届けします。)

※配送業者が順次区内の団体を回るため、具体的な配送日をお示しすることができませんがご了承ください。

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和6年10月と令和7年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

保土ヶ谷区区政推進課広報相談係 Tel334-6221 FAX333-7945

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：保土ヶ谷区区政推進課広報相談係

Tel334-6221 FAX333-7945

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

### 1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

### 3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

### 4 申請について

#### (1) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

#### (2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

### 5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。E メール、郵送、窓口への持参(予約制)での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電 話：045-451-7740（受付時間 平日 9:00～17:00）

・Email：[yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

・所在地：横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5 階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅(東口)より徒歩 15 分/JR「横浜」駅(きた東口)より徒歩 10 分/  
京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

## 6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合があります。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっていますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素



(市WEB ページ)

## 7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課  
 担当 川口、江口  
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

# 横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

## 1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

## 2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

## 3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設  
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

## 4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上(省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

## 5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

## 6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) 補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。  
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)

## 7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

## 8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

## 9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



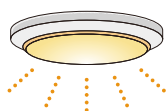
(市WEBページ)

# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 つ以上

業務用

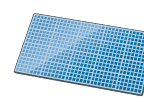
トップランナー基準達成製品

対象  
製品

## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

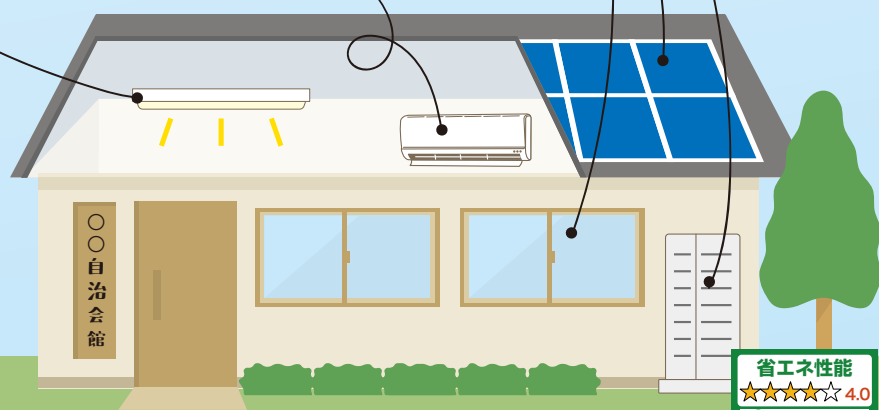
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「募集案内」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



省エネ性能

★★★★☆4.0

統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものを。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

対象団体

会館を所有している＊自治会町内会・地区連合町内会

＊会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担  
及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

3月1日金～9月30日月

終了予定

完了報告  
期限

令和6年

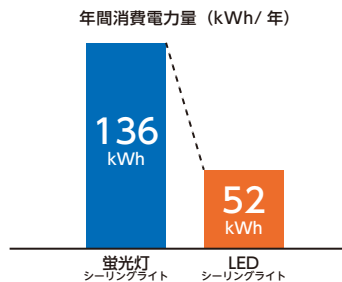
12月27日金



# 導入効果

## LED 照明器具

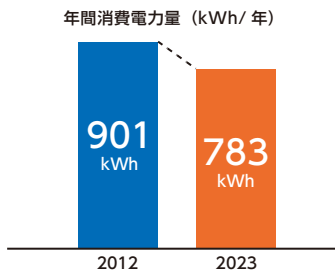
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 38kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 53kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
 （施工前との比較）  
 年間 CO<sub>2</sub>排出量  
**約 340kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
 ※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

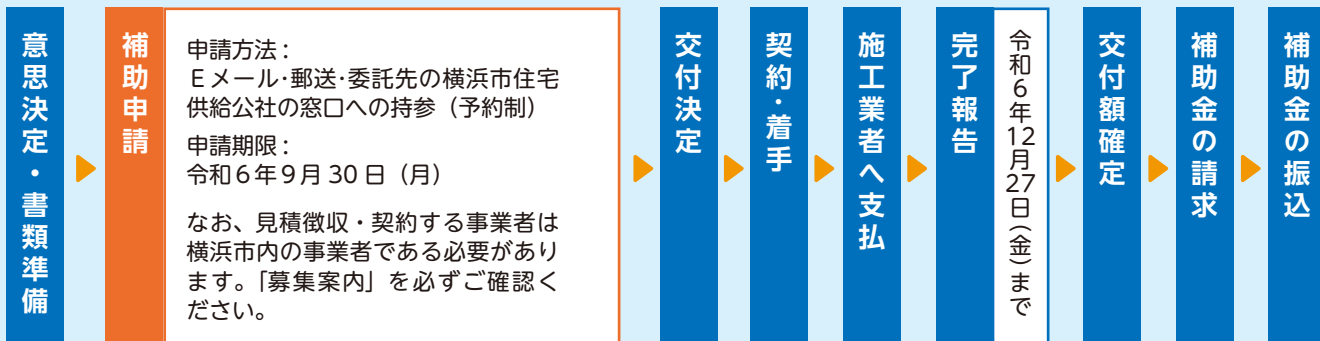
# 対象設備要件

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外）</li> <li>統一省エネラベル省エネ性能：★4つ以上※1</li> <li>既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）</li> </ul>	2/3	60万円
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4つ以上</li> <li>【業務用】トップランナー基準達成製品</li> </ul>	2/3	130万円
断熱窓など	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入</li> <li>居室1室以上の全ての開口部の断熱改修</li> </ul>	2/3	200万円※2
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、発電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> </ul>		
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> <li>太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可</li> </ul>		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施可。

# 手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

# 保土ヶ谷区の治安状況

\* 数字はいずれも暫定値です。

## 1 犯罪発生状況

### (1) 月別発生数 (単位：件)

	総数	1月
		発生数
令和6年	55	55
令和5年	62	62
増減数	-7	-7

○ 令和5年中の犯罪発生件数  
741件 前年同期比 +34件

### (2) 罪種別発生数 (単位：件)

	罪種	特殊詐欺	空き巣	オートバイ盗	自転車盗	わいせつ事犯	部品ねらい	車上ねらい	その他
	総数	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月
令和6年	55	2	1	1	13	1	4	4	29
令和5年	62	2	6	4	7	1	0	1	41
増減	-7	0	-5	-3	6	0	4	3	-12

○ その他・主な内訳  
万引き6、器物損壊5、非侵入盗その他4、粗暴犯4、置き引き3、自動車盗2、占有離脱物横領2、住居侵入1

### (3) 特殊詐欺発生数 & 被害額

		発生件数	被害額
		1月	1月
令和6年	神奈川県内	92件	1億3823万円
	保土ヶ谷区内	2件	120万円
令和5年	神奈川県内	143件	2億880万円
	保土ヶ谷区内	2件	193万円
増減	神奈川県内	-51件	-7057万円
	保土ヶ谷区内	±0件	-73万円

○ 令和5年中の特殊詐欺発生件数及び被害額  
41件 前年同期比 -7件  
1億4,280万円  
前年同期比 +6,692万円

○ 1月中の手口一覧  
・預貯金詐欺 2件  
・オレオレ詐欺 0件  
・キャッシュカード詐欺盗 0件  
・還付金詐欺 0件  
計 2件

- ATMで還付金が戻ることはありません。
- 留守番電話の常時設定をお願いします。

## 2 交通事故発生状況

		1月
		発生件数
令和6年	発生件数	29 件
	死者数	0 人
	負傷者数	32 人
令和5年	発生件数	26 件
	死者数	2 人
	負傷者数	27 人
増減数	発生件数	+3 件
	死者数	-2 人
	負傷者数	+5 人

○ 区内の人身事故発生件数は増加傾向  
・ 令和6年1月末現在29件発生  
・ 前年同期比+3件

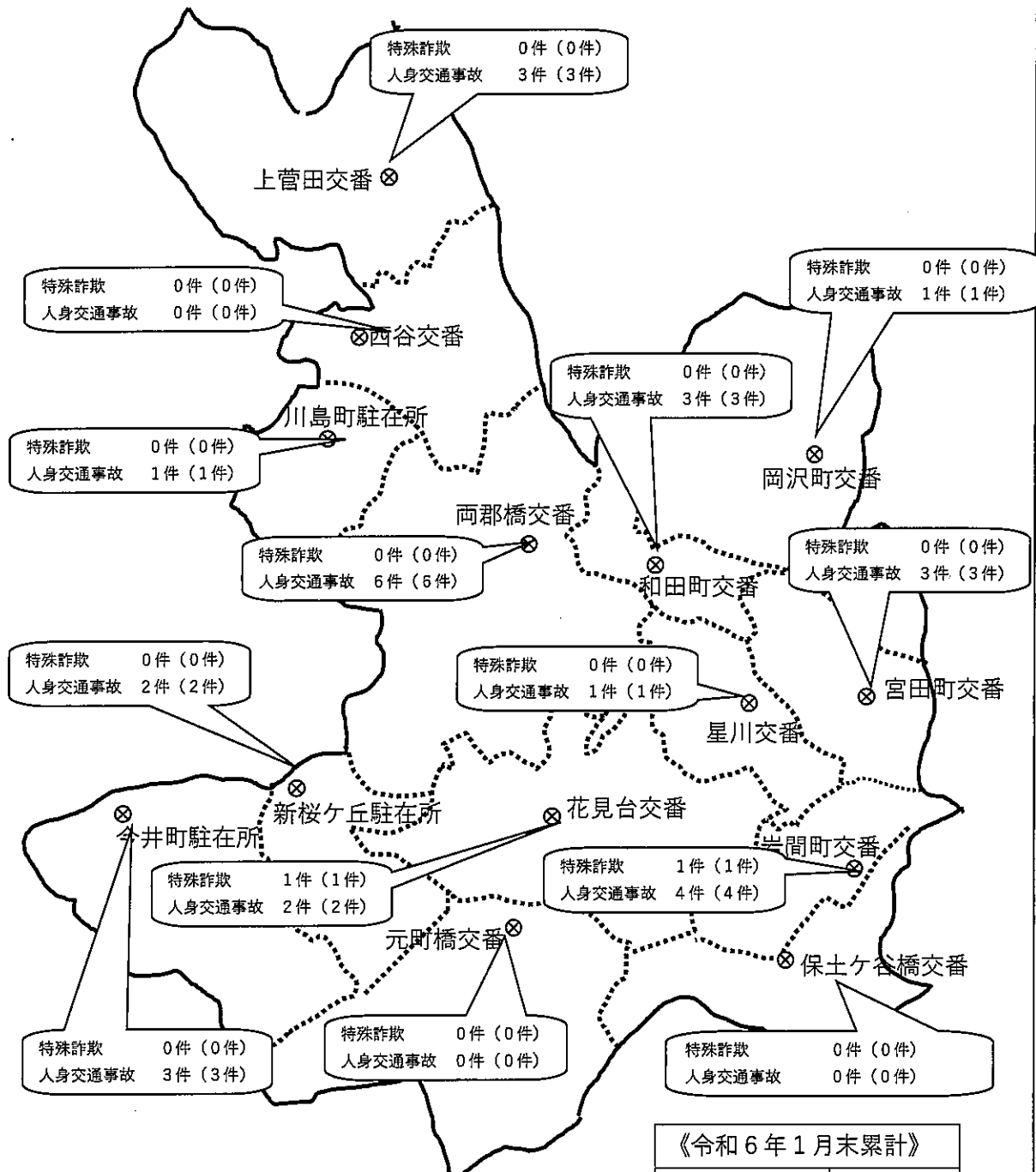
○ 区内の死亡事故は0件  
・ 県全体の1月末現在死亡事故は7件で、前年比-4件  
\*全国ワースト7位

# 交番・駐在所別【特殊詐欺・人身交通事故発生状況】

(1月末累計)

(注1) 数字はいずれも暫定値です。

(注2) ( ) 内は令和6年1月の発生件数です。



《令和6年1月末累計》	
特殊詐欺	2件
人身交通事故	29件

## 令和6年火災・救急状況 ( 令和6年1月31日 現在 )

### 1 火災事案(1月中)

1	1月6日(土)	瀬戸ヶ谷町	その他の火災(負傷者なし)
2	1月20日(土)	上菅田町	建物火災(負傷者なし)
3	1月21日(日)	仏向町	車両火災(負傷者なし)
4	1月22日(月)	岡沢町	その他の火災(負傷者なし)

### 2 保土ヶ谷区内の火災の状況

年	区分 火災 件数	火災種別			被害程度		
		建物火災	車両火災	その他の 火災 ※	焼損面積 (㎡)	死者 (人)	負傷者 (人)
令和6年	4 ( 54 )	1	1	2	0	0	0
令和5年	1 ( 64 )	0	0	1	0	0	0
増△減	3 ( △ 10 )	1	1	1	0	0	0

※ その他の火災とは、雑草及びゴミや車両として運行できない廃車等が焼損した火災です。

( )は横浜市内

### 3 主な出火原因

年	区分 火遊び	排気管
令和6年	1	1
令和5年	0	0
増△減	1	1

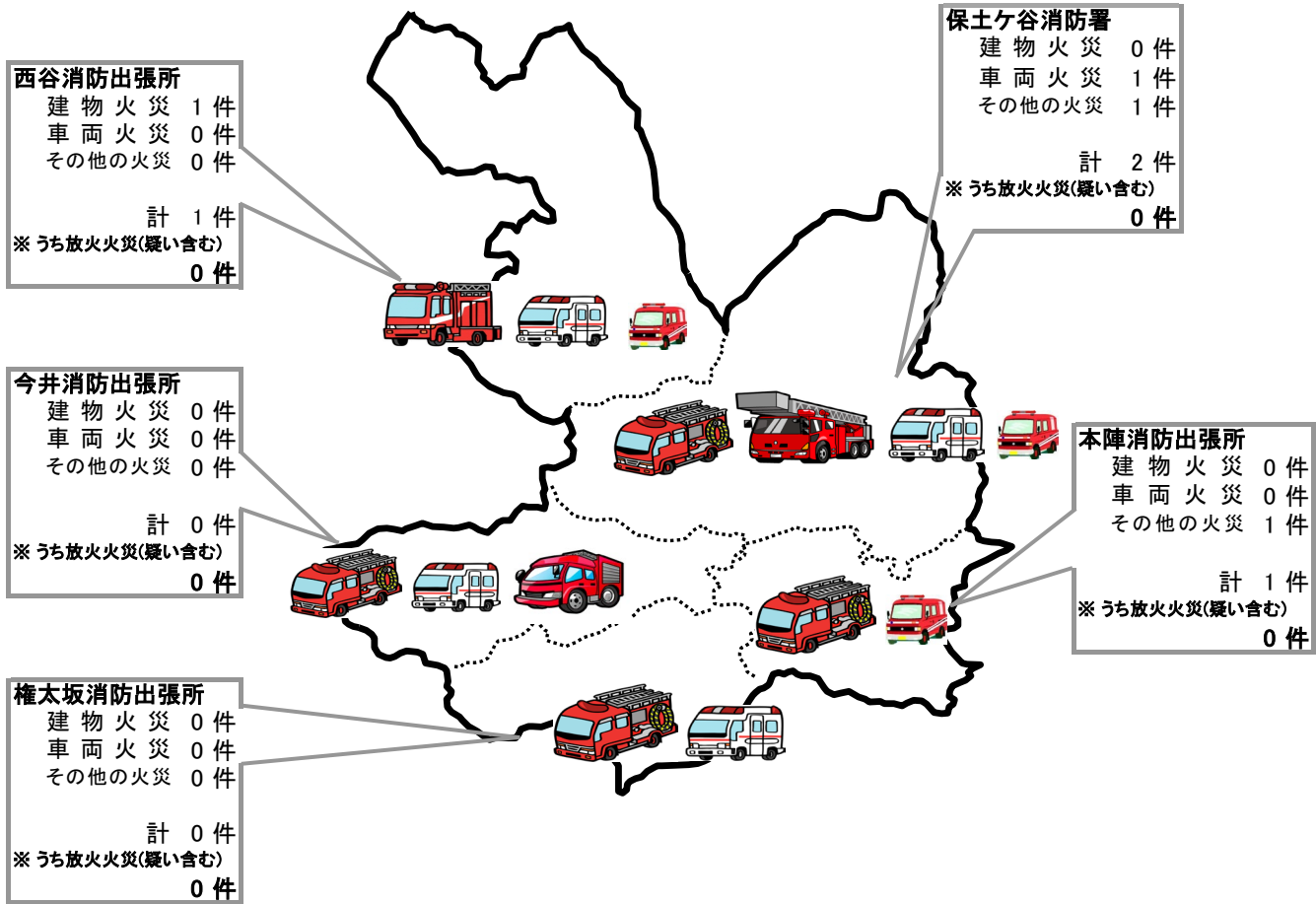
### 4 保土ヶ谷区内の救急状況

年	区分 件数	急病	一般負傷	交通事故	その他※	一日あたり
令和6年	1,279 ( 23,192 )	930	235	43	71	41.3
令和5年	1,209 ( 22,108 )	870	232	28	79	39.0
増△減	70 ( 1,084 )	60	3	15	△ 8	2.3

※その他には、自損行為・加害・運動競技・労働災害・火災・転院搬送等が含まれています。

( )は横浜市内

# 保土ヶ谷消防署受持区域別火災件数 (令和6年1月31日現在)



保土ヶ谷地区連合自治会	0
保土ヶ谷南部地区連合自治会	1
保土ヶ谷中部地区連合自治会	0
保土ヶ谷東部地区連合自治会	0
保土ヶ谷西部地区連合自治会	0
権太坂境木地区連合自治会	0
岩井町原連合町内会	0

岩間地区連合町内会	0
中央連合町内会	0
中央東部地区連合町内会	1
和田・釜台地区連合町内会	0
上星川地区連合町内会	0
常盤台地区連合町内会	0
川島東部連合町内会	0

仏向地区連合町内会	0
川島原地区連合町内会	0
西谷連合町内会	0
上新地区連合自治会	0
新桜ヶ丘地区連合自治会	0
上菅田地区連合自治会	1
その他、未加入	1
合計	4

3月1日(金)から3月7日(木)まで  
 全国一斉に『春の火災予防運動』を実施します！  
 全国統一標語『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

◆令和5年中の住宅火災における出火原因の1位は、「こんろ」です。  
 調理中の火の取り扱いに十分注意しましょう！

- ①調理中はその場を離れない。
- ②袖口をまくるなど、衣服に火が付かないように注意する。
- ③こんろ周りを整理整頓し、燃えやすいものは置かない。
- ④グリル内はこまめに手入れし、油かすなどをためない。
- ⑤揚げ物は、油過熱防止装置センサーが設置されているバーナーで調理する。

自治会町内会長 各位

横浜市保土ヶ谷消防署長  
堀田 廣公

## 令和6年度家庭防災員研修受講者の推薦について(依頼)

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域における防火防災の推進につきまして、御理解、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

令和6年度につきましても、次のとおり家庭防災員研修受講者の募集をいたしますので、自治会町内会会員様の無理のない範囲で受講者を御推薦くださいますようお願い申し上げます。

### 1 消防署へ提出をいただく書類等

(1) 提出書類

「令和6年度家庭防災員研修のご案内」の別紙1「受講申込書（自治会推薦用）」

※申込書については、保土ヶ谷消防署ホームページからもダウンロードができます。

(2) 提出期限

令和6年5月31日（金）（必着）

(3) 提出方法

郵送、FAXまたは電子メール

【宛先】保土ヶ谷消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛

○郵送：〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町140-5

○FAX：045-342-0119

○電子メール：sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp

### 2 同封書類

令和6年度家庭防災員研修のご案内

### 3 その他

(1) 令和5年度から、自治会町内会からの推薦なしで、個人で研修の受講を希望される方も受講が可能となっています。受講者御本人の同意をいただけた場合は、その方の情報をお住まいの自治会町内会へ提供することが可能ですので、お問い合わせ下さい。

(2) 過去に家庭防災員として推薦された方の中で、再度、受講を希望する会員様におかれましても、推薦くださいますようお願いいたします。

担当 保土ヶ谷消防署

総務・予防課 予防係 石井、三角

電話番号 045-342-0119

# 令和6年度 家庭防災員研修のご案内

## 1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

## 2 研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
災害図上訓練研修 (DIG)	参加者が地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。



## 3 研修日程

区分	日時	会場
① 地震・風水害	令和6年6月27日(木) 9時30分~12時	保土ヶ谷消防署 (神戸町140-5)
	令和6年6月28日(金) 9時30分~12時	
	令和6年6月29日(土) 9時30分~12時	
	令和6年6月30日(日) 9時30分~12時	
② 防火・救急	令和6年7月25日(木) 9時30分~12時	
	令和6年7月26日(金) 9時30分~12時	
	令和6年7月27日(土) 9時30分~12時	
	令和6年7月28日(日) 9時30分~12時	
③ 災害図上訓練 (DIG)	令和6年8月29日(木) 9時30分~12時	
	令和6年8月30日(金) 9時30分~12時	
	令和6年8月31日(土) 9時30分~12時	
	令和6年9月1日(日) 9時30分~12時	

※区分①②③について、それぞれ1回受講してください。内容は同一となります。

## 4 受講対象者

受講対象者は、満 15 歳以上の保土ヶ谷区民かつ次のいずれかの方々

- ・自治会町内会から推薦を受けた方
- ・個人で研修の受講を希望される方

## 5 申込方法

令和6年度家庭防災員研修受講申込書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、5月31日（金）まで（必着）にお申し込みください。

なお、自治会町内会から推薦いただける場合は、研修受講者を取りまとめ、別紙1「受講申込書（自治会推薦用）」を使用し、個人でお申込みいただく場合は、別紙2「受講申込書（個人申込用）」を使用し申し込みをお願いします。

【宛先】保土ヶ谷消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛  
○郵送：〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 140-5  
○FAX：045-342-0119  
○電子メール：sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp

※申込書については、保土ヶ谷消防署ホームページからもダウンロードができます。

## 6 修了証

研修受講者には、修了証を交付します。

## 7 その他

- (1) 消防署から受講日確定の連絡はいたしませんので、受講希望日にお越してください。申込み多数の研修日程のみ、人数の調整をさせていただくため連絡をさせていただく場合があります。
- (2) 各研修区分の金曜日（6月28日、7月26日、8月30日）のみ、生後6か月以上の未就学児を対象にした、保育ボランティア養成講座修了者による一時託児を実施します。
- (3) 研修会場までは、公共交通機関をご利用ください。
- (4) 気象警報等が発表された時は、研修を中止する場合があります。ご不明な時は消防署へご連絡ください。

### 【問合せ先】

保土ヶ谷消防署総務・予防課 石井・三角

電話・FAX 045 (342) 0119

Emai : [sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp](mailto:sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp)





研修区分①

※推薦者ひとりにつき希望日をひとつお選びください。同日に希望者が複数名になっても構いません。

科目	日時	会場	受講希望者名
地震 風水害	6/27 (木) 9:30~12:00	保土ヶ谷消防署	
	6/28 (金) 9:30~12:00		
	6/29 (土) 9:30~12:00		
	6/30 (日) 9:30~12:00		

研修区分②

※推薦者ひとりにつき希望日をひとつお選びください。同日に希望者が複数名になっても構いません。

科目	日時	会場	受講希望者名
防火 救急	7/25 (木) 9:30~12:00	保土ヶ谷消防署	
	7/26 (金) 9:30~12:00		
	7/27 (土) 9:30~12:00		
	7/28 (日) 9:30~12:00		

研修区分③

※推薦者ひとりにつき希望日をひとつお選びください。同日に希望者が複数名になっても構いません。

科目	日時	会場	受講希望者名
DIG	8/29 (木) 9:30~12:00	保土ヶ谷消防署	
	8/30 (金) 9:30~12:00		
	8/31 (土) 9:30~12:00		
	9/1 (日) 9:30~12:00		

(備考)

- 1 区分①②③ごとに、受講希望者名欄に推薦者の氏名をご記入ください。
- 2 一時託児を希望される方は、氏名を○で囲んでください(※6月28日、7月26日、8月30日のみ実施)。
- 3 申込書は内容を控えるなどして、保管してください。
- 4 希望日にお越しください(消防署から受講日確定の連絡はいたしません。)

申込み多数の研修日程のみ、人数の調整をさせていただくため消防署から推薦者ご本人に連絡をさせていただきます

- 5 欠席や受講日を変更する場合は、平日(月~金曜日(祝日除く)午前9時~午後5時)に保土ヶ谷消防署総務・予防課 家庭防災員担当までご連絡ください。  
TEL : 045-342-0119 Email : sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp

- 6 記入いただいた個人情報については、当該事業の目的以外に使用いたしません。

## 【令和6年度家庭防災員研修 受講申込書（個人申込用）】

## ～お申込み方法～

必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、5月31日（金）まで（必着）にお申し込みください。

【宛先】保土ヶ谷消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛  
 ○郵送：〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町140-5  
 ○FAX：045-342-0119  
 ○電子メール：sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp

ふりがな		住所	保土ヶ谷区
氏名			
自治会町内会名		電話番号	
同意事項（任意） （口にチェック）	口当申込用紙に記入した情報が、お住いの自治会町内会へ提供されることについて、同意します。 ※同意いただいた場合、自治会町内会の活動に関して、自治会町内会から連絡がある場合があります。		

研修区分①（受講希望日ひとつに○）				一時託児
科目	日時	会場	受講希望日	
地震 風水害	6/27（木） 9:30～12:00	保土ヶ谷消防署		/
	6/28（金） 9:30～12:00			
	6/29（土） 9:30～12:00			/
	6/30（日） 9:30～12:00			/

研修区分②（受講希望日ひとつに○）				一時託児
科目	日時	会場	受講希望日	
防火 救急	7/25（木） 9:30～12:00	保土ヶ谷消防署		/
	7/26（金） 9:30～12:00			
	7/27（土） 9:30～12:00			/
	7/28（日） 9:30～12:00			/

研修区分③（受講希望日ひとつに○）				一時託児
科目	日時	会場	受講希望日	
DIG	8/29（木） 9:30～12:00	保土ヶ谷消防署		/
	8/30（金） 9:30～12:00			
	8/31（土） 9:30～12:00			/
	9/1（日） 9:30～12:00			/

（備考）

- 区分①②③ごとに、受講希望日ひとつに○をつけてください。
- 一時託児を希望される方は、一時託児欄に○をつけてください（※6月28日、7月26日、8月30日のみ実施）。
- 申込書は内容を控えるなどして、保管してください。
- 希望日にお越しください（消防署から受講日確定の連絡はいたしません。）。  
申込み多数の研修日程のみ、人数の調整をさせていただくため消防署から連絡をさせていただきます。
- 欠席や受講日を変更する場合は、平日（月～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時）に保土ヶ谷消防署総務・予防課 家庭防災員担当までご連絡ください。  
TEL：045-342-0119 Email：sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp
- 記入いただいた個人情報については、当該事業の目的以外に使用いたしません。

# 家庭防災員研修

## 受講者募集!!

無料

### 「家庭防災員研修」とは

自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修で、市民の方に防火・防災に関する必要な知識及び技術を身に付けていただくものです。

### 研修受講要領

- 受講要件：満 15 歳以上 保土ヶ谷区民
  - ・自治会町内会から推薦を受けた方
  - ・個人で研修の受講を希望される方
- 申込方法：受講申込書を保土ヶ谷消防署あて提出  
締切（必着）5月31日（金）

### ○研修内容

区分	日程
地震・風水害	6/27(木)、28(金)、29(土)、30(日)
防火・救急	7/25(木)、26(金)、27(土)、28(日)
災害図上訓練	8/29(木)、30(金)、31(土)、9/1(日)

※時間：9時30分～12時00分

※会場：保土ヶ谷消防署（神戸町 140-5）

※一時託児は、各研修区分の金曜日を実施します。

※詳細は、保土ヶ谷消防署にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

### 【お問合せ先】

- ・保土ヶ谷消防署 総務・予防課 家庭防災員担当
- ・メール：sy-hodogayayobo@city.yokohama.jp

045-342-0119

保土ヶ谷消防署 家庭防災員研修

検索



令和6年2月 日

各自治会・町内会 会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部保土ヶ谷区地区委員会  
委員長 神部 浩

## 日本赤十字社会費募集用資材アンケートについて（ご依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、日本赤十字社会費（以下、日赤会費）の募集につきましては多大なご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の日赤会費募集の際にお呼びかけいただく資材につきまして、その内容、数量の意向をお伺いしたく、標記アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

アンケートに記載の昨年の送付数をご確認いただき、募金等資材一覧を参照のうえ、不足資材、または不要なものがございましたら、必要数の修正、変更がない場合は「今年度と同数を希望する」にチェックをお願いいたします。

別紙アンケートにご記入いただきましたら、**3月8日（金）**までにファックスまたは返信用封筒にてご提出をお願い申し上げます。

なお、期日までにご提出がない場合、本通知文送付時に区からご提供いただいた会長宅宛に、令和5年度と同内容で資材をお送りさせていただきます。あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

（事務局）

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部保土ヶ谷区地区委員会  
（保土ヶ谷区社会福祉協議会内）

電話：045-341-9876

FAX：045-334-5805

日赤担当：高井・石井

令和6年度 日本赤十字社会員増強運動月間用資材アンケート

※会長名をご記入ください

【《単位NO》】《自治会町内会》

自治会・町内会名を差込みしてプリントします。

会長名: \_\_\_\_\_

1. 資材の送付内容

いずれかにチェックをお願いします

今年度と同数を希望する

変更した内容で希望する (変更がある場合は、令和6年度所要数欄に必要数をご記入ください。必要ない場合は0をご記入ください)

資 材 名	令和5年度 送付数【参考】	令和6年度 所要数	備 考
協賛委員委嘱状		枚	班数 班長が携帯します。
会員門標		枚	新規加入世帯用
会費受領証 (1冊10枚綴)		冊	広報配布世帯数
広報用チラシ		枚	世帯配布用
広報用ポスター (A4版)		枚	自治会町内会長用
広報用パンフレット	《パ ト》	部	班数 回覧してください。
戸別封筒 (水色の封筒)	《	部	広報配布世帯数
班集金用封筒 (茶封筒)	《	部	班数

各自治会町内会の昨年度の送付数を差込みしてプリントします。

※ご記入のない場合、令和5年度と同数を送付させていただきます。どうぞご承知おきください。

2. 資材送付先

いずれかにチェックをお願いします。

自治会町内会長の住所へ送付を希望する。

以下の住所へ送付を希望する。

※お受取人が不在の場所へは送付できません、ご注意ください。

※送付先のお名前、ご住所、お電話番号をご記入ください

お名前: \_\_\_\_\_ (役職: \_\_\_\_\_)

ご住所: 〒 \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_

※お忙しいところ大変恐縮ですが、3月8日(金)までにご回答いただきたくお願い申し上げます。

# 日本赤十字社会費募集 資材一覧



・委嘱状  
 会費募集の業務をお  
 願ひしている証



・協力会員門標  
 寄付者の皆さまに  
 お渡しするもの

委嘱状、協力会員門標をお  
 渡しすることは必須ではあ  
 りません。

パンフレット、ポスター、  
 チラシは回覧掲示板などで  
 利用してください。  
 ※写真は令和5年度のもので、  
 デザインは変更の予定



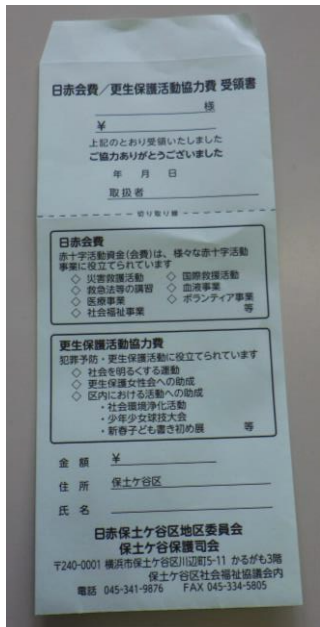
・広報用パンフレット  
 日赤の事業、会費の使い道など  
 を紹介しています



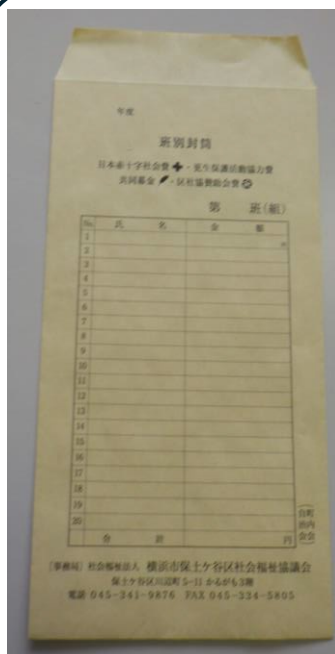
・広報用ポスター  
 (A4版)  
 ※裏面は白面です



・広報用チラシ  
 裏面で会費の使い道を  
 紹介しています



・戸別封筒(水色の封筒)  
 上部が受領証代わりになります



・班集金用封筒(茶封筒)



・受領証(10枚つづり)  
 会費を受領した際に発行

受領証は班集金用封筒を使用  
 した際など、必要に応じて  
 ご利用ください。

# HOSHITEN FAIR 2024

PLAY!! HOSHITEN!! ご近所エキスポ!



2024 3.2 SAT. 11:00-15:00 @川辺公園

星川駅から天王町駅周辺の魅力づくりを推進するため、保土ヶ谷区、株式会社相鉄ビルマネジメント、株式会社アーバンクリエイツ、相模鉄道株式会社の4者で締結した「星川駅周辺等の魅力づくり基本協定」に基づき、さらなる魅力を生み出すためのイベントを開催します。



荒天等で中止となる場合があります。最新情報はホームページをご覧ください。

順延:  
3.9 SAT. 11:00-15:00

<https://yadokari.net/event/hoshitenfair24>

区制100周年  
GREEN×EXPO 2027  
開催まで

あと 3 年

【主催】保土ヶ谷区役所／株式会社相鉄ビルマネジメント 【企画・運営】YADOKARI株式会社

問合せ 保土ヶ谷区役所 ☎ 045-334-6227  
株式会社相鉄ビルマネジメント ☎ 045-366-8182  
YADOKARI株式会社 ✉ info@yadokari.net

※当日は写真・動画の撮影を行います。撮影した写真等は、ホームページ、SNS等で公開する場合があります。



# PLAY!! MARCHE

プレイ!!  
マルシェ



詳細はこちら!

地域のお店やキッチンカーが  
出店しています!



## 黒滝洋菓子店

相鉄線和田町駅にある洋菓子店  
大切な方に贈る焼菓子等をご用意  
しています。



## かたびら・スペース・ しばた。

保土ヶ谷駅西口にあるレンタルス  
ペースです。利用者さんのハンド  
メイドのアクセサリーや美味し  
いお茶の販売をします。



## KIKCAFE

保土ヶ谷駅西口徒歩3分のところ  
にあるピンクの屋根が目印のコ  
ワーキングカフェです。未来が  
変わるきっかけを提供しています。



## 麦穂の香

当店のパンは国産小麦を使用し  
ています。またご注文にて国産米  
粉を使用した米粉パンも製造して  
います。



## ミサキドーナツ

ミサキドーナツは三浦市三崎発祥  
のドーナツショップです。「人と人、  
町と町をつなぐ。」気持ちのこも  
ったドーナツをお届けします。



## Reconnel

「春色ミニブーケづくり」のワーク  
ショップです。※お花の内容は画像  
と異なる場合があります。



YCV  
テレミン  
商店街

## 社会福祉法人県央福祉会 ピザレストラン スカイキング

ピザは毎日生地から手作りし、石  
窯で焼き上げています♪バックピ  
ザ(2ピース入り)を販売します。



YCV  
テレミン  
商店街

## 中華料理 龍海閣

天王町駅すぐ近くの町中華です。  
飲み会やご家族での食事会など、  
お気軽にご利用いただけます。



川辺公園  
MAP



# PLAY!! AREA

プレイ!!  
エリア

子どもが遊ぶエリアです!  
この日だけの  
移動遊具が登場します!

HAPPY子育て応援隊のスペースもあります!  
楽しい手遊びや体操であそびましょ!  
手形もとれますよ!



アクティ  
天王町  
商店会

## オカシノタクミ

「匠」が作るオカシノタクミ看板焼  
き菓子「匠まどれえぬ」を販売し  
ます。



アクティ  
天王町  
商店会

## インタンセンバコ

多彩なスパイスやアジアを中心  
にした食品のお店です。見慣れない  
食材の調理方法など説明してい  
ます。



星川  
商店会

## パニヤンランチ

まちづくりするパン屋「パニヤンツ  
リーベーカリー」の2号店です。約  
10種類の塩パンサンドを季節ご  
とに入れ替えながらご用意してい  
ます。



星川  
商店会

## ローズ・マリー

こだわり卵と濃厚牛乳を使用した  
昔懐かし、硬めのプリンです。シ  
フォンケーキは卵と牛乳を使い、  
ふんわりと焼き上げています。



キッチン  
カー

## Red Barn cafe

スマッシュバーガー、キューバサンド、  
チキンサンド、あんバターサンド、ブ  
ルドポーク&ポテト、フレンチフライ、  
ソフトドリンクなどを販売します。



キッチン  
カー

## VTNキッチンBANDS

坂本町を拠点としたベトナム料理  
専門店。たっぷりお野菜とお肉が  
サンドされたボリューム満点のバ  
インミーを一度ご賞味あれ!

# PLAY!! BOOTH & WORKSHOP

プレイ!!  
ブース&ワークショップ

地域で活動する商店街や団体のことを知れたり、  
楽しいワークショップに参加できます!



## 保土ヶ谷に伝わる 民話・昔ばなしの紙芝居

保土ヶ谷に伝わる民話・昔ばなし  
のオリジナル紙芝居で民話の世界  
へご案内いたします。



## YCVテレミン商店街 アクティ天王町商店会 星川商店会

天王町・星川の商店街の  
活動を紹介いたします!

当日はお神輿の展示・  
担ぎ手体験も行います!  
御霊入れ: 12時~  
渡御(担ぎ手体験): 14時~



## おそうじサンタと 市民活動紹介

「ほどがや市民活動センター「アワーズ」

おそうじサンタの体験会と、市民活  
動団体の紹介をします。WE21ジャ  
パンによるフェアトレード商品(しょ  
うがパウダー等)の販売もあります。



## めぐる星天クラフト &ミュージアム

ハーチ株式会社

「循環」がテーマのワークショ  
ップ&POP-UPショップ! 遊ぶよう  
に循環型の暮らしを体験してみよ  
う!



## 似顔絵イラスト アートショップ

PILE

親子で気軽にご参加できるアート  
体験のブースを予定しています。  
お気軽にご参加ください。



## 横国をのぞいてみよう!

横浜国立大学・YUC

横浜国大・地域課題実習YUCで  
です。ワークショップ・本棚を通し  
て横国生と遊ばせませんか。



## みんなで作ろう! たねダンゴ® GREEN×EXPO 2027 開催3年前記念イベント 保土ヶ谷区役所

土を触るって楽しい! ころころに  
丸めたダンゴにたくさんの花の種  
をまぶして土に植えます。子ども  
から大人まで楽しく参加できます!



## 川辺公園で おはなし会

保土ヶ谷図書館

読み聞かせボランティア「ほどが  
やわらべうたの会」による、わら  
べうたや絵本の読み聞かせの会で  
す。親子で参加できます。

## 星川駅周辺等の魅力づくり基本協定について

星川駅から天王町駅周辺は、相模鉄道本線（星川～天王町駅間）連続立体交差事業により、鉄道の高架化や周辺道路および駅南口交通広場等の整備、鉄道高架下に星天qlayがOPENするなど、まちが大きく変化しています。

この機をとらえ策定した「星川駅周辺地区総合的なまちづくりガイドライン」では、地区の目標として「利便性が高く魅力あふれるまちづくり」を掲げています。

これらとあわせて、星川駅から天王町駅周辺の魅力づくりを推進するため、保土ケ谷区役所、株式会社相鉄アーバンクリエイティブ、株式会社相鉄ビルマネジメント、相模鉄道株式会社の4者で、「星川駅周辺等の魅力づくり基本協定」を締結しました。

本協定に基づき、周辺の地域や事業者などと連携し、さまざまな活動を通じて「魅力と賑いのあるまちづくり」を進めてまいります。



2024年で3回目の開催となる星天フェア。  
第1回と第2回の様子はこちらからご覧いただけます！

▶▶▶ 星天マルシェ&  
イノベーション  
ワークプレイス



星天フェア  
2022



星天マルシェ&  
イノベーションワークプレイス



星天フェア2022



保地振第1084号

令和6年2月19日

地区連合町内会長様

保土ヶ谷区地域振興課長

## 令和6年度「3世代交通安全教室」実施希望団体の募集について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、近年、自転車加害者になる事故で、高額な賠償金の支払いが命じられる事例が発生しており、自転車の乗り方に係るルールやマナーに関する啓発・教育の必要性が高まっています。

また、高齢者に関する事故が増加傾向にあり、幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を推進していく必要があります。

そこで、令和6年度も保土ヶ谷交通安全協会、保土ヶ谷警察署等の協力を得て、高齢者・親世代・子どもの全年齢層を対象に、スタントマンによる演技や体験を中心とした「3世代交通安全教室」を実施いたしますので、趣旨に御賛同いただき、御協力をお願いいたします。

### 1 令和6年度「3世代交通安全教室」実施募集团体数（予定）

#### 1 地区

### 2 回答方法及び期限

開催していただける地域におかれましては、別添「FAX送信票」にて開催場所及び実施希望日を、**令和6年4月30日（火）までに**御連絡ください。

なお、実施希望日は第3希望まで御記入ください。

（保土ヶ谷区役所地域振興課 FAX：332-7409）

### 3 その他

事情により、実施が御希望に添えない場合があります。その場合は、保土ヶ谷区役所地域振興課から御連絡させていただきます。

### 添付資料

(1) FAX送信票

(2) 3世代交通安全教室 実施例

担当：保土ヶ谷区地域振興課 前田・金田・山尾

TEL：334-6304 FAX：332-7409

# F A X 送 信 票

令和 年 月 日

● あ て 先 : 保土ヶ谷区役所地域振興課 行 FAX:332-7409

● 送信内容 : 「3世代交通安全教室」の依頼申請書

開催場所	実施希望日
小学校グラウンド	第1希望 月 日 ( )
	第2希望 月 日 ( )
	第3希望 月 日 ( )

※ 実施希望日には、秋（9～11月）の希望日を入れてください。

● 送信者 地区連合町内会名

代表者氏名

担当者氏名

担当者連絡先 ( )

F A X 番号 ( )

### 3 世代交通安全教室 実施例

地区名	地区名	〇〇地区連合自治会		連絡先	〇〇 〇 〇
	代表者	□□ □□		T E L	XXX-XXXX
	実施地	保土ケ谷区〇〇〇小学校グラウンド		F A X	XXX-XXXX
実 施 日		令和6年X月XX日 (〇)			
実 施 時 間		午前10:00 ~ 12:00			
対象者	事 業 内 容	時 程	備 考 (担当者)		
	従事者集合	8:00	保土ケ谷警察署、保土ケ谷区役所、保土ケ谷交通安全協会、交通指導員、交通安全母の会、PTA		
対象者 (小学生) (中学生) (高等学校生) (保護者) (高齢者)	校庭集合				
	開始	10:00			
	自治会等代表者挨拶	10:00~10:05			
	交通事故の説明	10:05~10:15	警察署		
	スタントマン演技開始				
	自転車	10:15~10:25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明、司会：スタントマン事業者</li> <li>・役員を周辺に配置</li> </ul>		
	自転車と車	10:25~10:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明、司会：スタントマン事業者</li> <li>・役員を周辺に配置</li> </ul>		
	巻き込み事故	10:40~10:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明、司会：スタントマン事業者</li> <li>・役員を周辺に配置</li> </ul>		
	終了	10:50			
	休憩	10:50~11:00			
	各種体験コーナー	11:00~11:05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明：交通安全協会</li> <li>・準備：警察署</li> </ul>		
	参加者体験	11:05~11:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手伝い・補助：警察署、安協、区役所</li> <li>・体験コーナー：参加者</li> </ul>		
	終了	11:40			
	ビンゴゲーム	11:40~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司会：交通安全協会</li> <li>・手伝い：役員</li> </ul>		
	従事者解散	12:00			
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施会場の確保</li> <li>・参加者への御案内と参加人数の集約</li> <li>・模擬道路の作成及び交通標識の設営</li> <li>・備品 (ワイヤレスマイク2本、巻尺 (5m位) 2個、大人用自転車1台等)</li> </ul>				
雨天時	基本的には体育館での実施となります。				

## キャンセル料 即時100%も?! ～旅行予約サイトの注意点～

海外の旅行取引事業者サイトで国内パッキングツアーを申し込みカードで支払った。直後にキャンセルした際、ホテル代金は返金されたが、航空券はキャンセルできなかった。

通信販売は、事業者の規約に従うことが原則となります。航空券の返金不可や予約直後からのキャンセル料発生など、独自のルールがあることも。また、海外事業者の場合は日本の旅行業法の適用がない、連絡手段は英語対応…となる場合もあります。利用する際はよく確認しましょう。



### 申込み前の大事な確認ポイント

- キャンセル条件や規約・約款、支払方法
- 問合せ受付体制（連絡先・対応言語等）
- 旅行業の登録の有無

横浜市消費生活総合センター 

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00  
土日 9:00~16:45)

住宅用火災警報器を設置して  
適正に維持管理しましょう 🔍



今ですよ 命を守る タイミング

「わがこと」として

災害に備えましょう

火災予防運動実施中

公益社団法人横浜市防火防災協会